

「ぎふ美術展（仮称）」情報発信用ウェブサイト制作委託業務  
プロポーザル募集要項

平成29年11月28日

（公財）岐阜県教育文化財団

## 目次

第1	目的	1
第2	募集の内容	1
1	委託業務名	
2	業務内容	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
5	委託予定団体数	
第3	プロポーザルに係る事項	1
1	プロポーザル参加の要件	
2	企画提案書の作成	
3	プロポーザルの手続等	
第4	評価に係る事項	5
1	評価方法	
2	プロポーザル評価会議	
3	評価項目及び評価内容	
4	最優秀提案者の選定	
5	提案者が1者又は無い場合の取り扱い	
6	同点数により複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い	
7	選定結果の通知・公表	
第5	契約に係る注意事項	7
1	契約の締結	
2	知的財産権の帰属	
第6	その他	7
第7	問い合わせ及び各種書類の提出先	7
別表	評価項目及び評価基準	8

# 「ぎふ美術展（仮称）」情報発信用ウェブサイト制作委託業務 プロポーザル募集要項

## 第1 目的

岐阜県では、昭和 21 年から本県の美術活動の振興普及を目的として「岐阜県美術展」を開催してきました。しかし、近年の若者離れや応募者の減少から平成 27 年度の第 69 回岐阜県美術展をもって、いったんその幕を閉じました。これを受け、時代の変遷や表現の多様性にあつた見直しを行い、平成 30 年度より新たな県民参加型の公募展として「ぎふ美術展（仮称）」（以下「美術展」という。）を開催することとなりました。

そこで、公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下「財団」という。）は、新しく始まる「美術展」を広く周知するとともに、若い層を含め幅広く作品公募を促すため、ウェブサイトを作成します。

については、本業務の実施にあたり、より効果的・効率的に行う事業者を募集します。

## 第2 募集の内容

### 1 委託業務名

「ぎふ美術展（仮称）」情報発信用ウェブサイト制作委託業務

### 2 業務内容

別添「ぎふ美術展（仮称）」情報発信用ウェブサイト制作委託業務仕様書」のとおり

### 3 委託業務期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日（土）まで

### 4 委託費の上限

1, 000, 000 円（消費税及び地方消費税含む）

### 5 委託予定団体数

1 事業者

## 第3 プロポーザルに係る事項

### 1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）で、次の要件を満たす者とします。

- (1) 岐阜県内に本社、本店又は活動拠点を置いていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ① 破産者で復権を得ない者
  - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ① 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による

- 再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
  - (6) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
  - (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
  - (8) プロポーザル参加申込時点で、過去 3 年間、県税等の租税公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。
  - (9) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。

## 2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を様式 1、2 に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、原則として日本工業規格 A 4 縦型（一部 A 3 版資料折り込み使用可）とします。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) サイト概要
  - ① サイトの基本設計
  - ② サイトの構成
  - ③ サイトのデザイン
  - ④ サイトの操作性
- (2) システム運用
  - ① システムの機能
  - ② セキュリティ対策
  - ③ サービス提供機器
  - ④ 運用・保守
- (3) 事業実施体制
- (4) 独自性
- (5) 平成 30 年度追加分に係る提案
  - ① 「応募者マイページ」の作成
  - ② 後方支援（管理）システムの構築
  - ③ 「美術展関連イベント」紹介ページの作成

### 3 プロポーザルの手続等

#### (1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	平成29年11月28日(火) ～ 平成29年12月12日(火)
② 募集要項等に関する質問受付	平成29年11月28日(火) ～ 平成29年12月12日(火)
③ プロポーザル参加申込受付	平成29年11月28日(火) ～ 平成29年12月12日(火)
④ 企画提案書受付	平成29年11月27日(月) ～ 平成29年12月19日(火)
⑤ 評価会議	平成29年12月25日(月) (予定)
⑥ 選定結果の通知・公表	平成30年1月上旬(予定)

#### (2) 募集要項の公表・配布

##### ① 配布日時

平成29年11月28日(火) から平成29年12月12日(火) まで

午前8時30分～午後5時15分(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)

##### ② 配布場所

公益財団法人岐阜県教育文化財団県民文化課

〒502-0841 岐阜市学園町3-42 ぎふ清流文化プラザ1階

※募集要項等は、(公財)岐阜県教育文化財団ホームページからも入手できます。

(公財)岐阜県教育文化財団ホームページ (<http://www.g-kyoubun.or.jp/>)

#### (3) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

##### ① 質問書受付期間

平成29年11月28日(火) から平成29年12月12日(火) まで

##### ② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を(公財)岐阜県教育文化財団あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word としてください。)を添付し、提出してください。

なお、質問の締め切りは平成29年12月12日(火)午後5時15分となります。

##### ③ 提出場所

公益財団法人岐阜県教育文化財団県民文化課

〒502-0841 岐阜市学園町3-42

FAX : 058-233-5810 電子メールアドレス : [gecf@g-kyoubun.or.jp](mailto:gecf@g-kyoubun.or.jp)

##### ④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、(公財)岐阜県教育文化財団ホームページ上で公開します。

(公財)岐阜県教育文化財団ホームページ (<http://www.g-kyoubun.or.jp/>)

#### (4) プロポーザル参加申込の受付

##### ① 受付期間

平成29年11月28日(火) から平成29年12月12日(火) まで

##### ② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書(別紙2)を平成29年12月12日(火)午後5時15分までに(公財)岐阜県教育文化財団まで持参又は郵送により提出してください。

持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成29年12月12日(火)午後5時15分必着となります。

また、郵送の場合は必ず簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法としてください。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

## (5) 企画提案書等の受付

### ① 受付期間

平成29年11月28日(火)から平成29年12月19日(火)まで

### ② 提出書類

ア 企画提案書(様式1~2)

※募集要項、様式1~2及び委託業務仕様書を参考に提案してください。

イ 経費積算書(様式任意)

※募集要項第3の3(7)に留意してください。

ウ 法人等に関する書類

(ア) 法人等概要書(様式3)

(イ) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)

(ウ) 直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益決算書又はこれらに類するもの

エ 誓約書(様式4)

オ その他、独自提案内容の説明に必要な資料

### ③ 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

### ④ 提出方法

平成29年12月19日(火)午後5時15分までに持参又は郵送のいずれかの方法で(公財)岐阜県教育文化財団まで提出してください。

持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成29年12月19日(火)午後5時15分必着となります。

また、郵送の場合は必ず簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法としてください。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※提出後、必要な場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

## (6) プロポーザル参加に際しての注意事項

### ① 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 募集要項に違反すると認められる場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

オ 他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行った場合

カ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

キ 事業者選定の公平性に影響を与える行為があった場合

ク その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

### ② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

### ③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません（軽微なものを除く）。

⑤ 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとみなします。

ウ 提出された企画提案書は、公益財団法人岐阜県教育文化財団情報公開規程（平成25年4月1日施行）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（任意様式）を（公財）岐阜県教育文化財団に持参又は郵送により提出してください。また、郵送の場合は必ず簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法としてください。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

#### (7) 経費見積書作成に際しての注意事項

- ① 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かに関わらず、消費税及び地方消費税を含む金額を見積書に記載してください。
- ③ 事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえて適切な水準を設定してください。
- ④ 本業務に係る経費のほか、次年度以降の運用・保守に関する経費についても積算し、別途記載(様式2 企画提案書(2)④)してください。

## 第4 評価に係る事項

### 1 評価方法

提案の評価は、財団が別に定める構成員により組織された「ぎふ美術展（仮称）情報発信用ウェブサイト制作委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、提案の評価に当たっては、評価項目及び評価基準（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ最優秀提案者を選定します。

### 2 プロポーザル評価会議

#### (1) 開催日時

平成29年12月25日(月) (予定)

後日、プロポーザル参加者に通知します。

## (2) 開催場所

(公財) 岐阜県教育文化財団 (予定)

後日、プロポーザル参加者に通知します。

## (3) 企画提案説明の所要時間 (1 参加者あたり)

- ① プロポーザル参加者によるプレゼンテーション 20 分以内
- ② 質疑応答 10 分程度

## (4) 注意事項

- ① プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ② プロポーザル参加者は他の参加者の評価を傍聴することはできません。
- ③ プレゼンテーション出席者は2名までとします。
- ④ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象とはいたしません。

## 3 評価項目及び評価基準

別表のとおりとします。

## 4 最優秀提案者の選定

評価結果に基づき、評価会議において企画提案の内容、事業の実施能力等を総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。

## 5 提案者が1者又は無い場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点(最低基準)を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者が無い場合は、再度公募を実施します。

## 6 同点数により複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い

同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、価格の低い方を第一順位の優秀提案者に決定します。

また、価格についても同額である場合は、くじにより順位を決定します。

## 7 選定結果の通知・公表

評価結果は、最優秀提案者(契約交渉の相手方)を決定後、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を財団ホームページ上で公表します。

なお、評価結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

### 【公表内容】

- ① 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の名称・評価点
- ② 全提案者の名称(申込順)
- ③ 全提案者の評価点(得点順) ※②との対応関係は明らかにしません。  
(提案者が2者の場合は、公表しません)
- ④ 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名



## 第5 契約に係る注意事項

### 1 契約の締結

選定した最優秀提案者と財団が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様の内容は、提案された内容が基本となりますが、優秀提案者と財団との協議により最終的に決定します。

また、委託契約額は、財団の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とします。

なお、選定した最優秀提案者と財団との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行います。

この募集要項に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとします。

### 2 知的財産権の帰属

委託業務の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産権は、原則として委託元である財団に帰属するものとします。

## 第6 その他

契約候補者が、岐阜県から「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加停止等措置要領」、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

## 第7 問い合わせ及び各種書類の提出先

〒502-0841 岐阜市学園町3-42

(公財) 岐阜県教育文化財団県民文化課

TEL : 058-233-5810

FAX : 058-233-5811

E-mail : gecf@g-kyoubun.or.jp

別表

## 評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として評価する。

なお、構成員の評価点合計の60点を最低基準とする。

また、委員の過半数が、審査基準の同一審査項目及び評価内容について、配点基準の最低点を付した提案者は、選定から除外する。

### 【評価基準】

評価基準点は以下のとおり5段階とする。

5点：非常に優秀である

4点：優秀である

3点：普通である

2点：やや不十分である

1点：不十分である

評価項目及び評価の内容		評価基準点					重み	小計	計	
		非常に優秀	優秀	普通	やや不十分	不十分				
サイト概要	サイトの基本設計	・募集要項や仕様書に基づき、趣旨・目的を十分に理解しているか。 ・「ぎふ美術展」の魅力を十分に発信できる設計となっているか。	5	4	3	2	1	× 2	10 点	50 点
	サイトの構成	・サイト構成やコンテンツの内容は仕様書に基づいており、効果的な提案となっているか。	5	4	3	2	1	× 2	10 点	
	サイトのデザイン	・トップページのデザイン(案)は、利用者が興味を惹くような、魅力的なデザインとなっているか。 ・トップページや各コンテンツが統一感のあるデザイン・レイアウトであるか。	5	4	3	2	1	× 4	20 点	
	サイトの操作性	・利用者が年齢・身体的制約・利用環境等に関係なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できるよう配慮がなされているか。	5	4	3	2	1	× 2	10 点	
システム概要 (運用・保守)	システムの機能	・ホームページのCMS(コンテンツ・マネージメント・システム)の操作性、SEO(サーチエンジン最適化)対策は十分なものとなっているか。 ・「応募者マイページ」の応募者登録、応募料カード決済、作品受付等のシステム構築の内容と事業費は効果的な提案となっているか。	5	4	3	2	1	× 2	10 点	30 点
	セキュリティ対策	・セキュリティ対策について、仕様書を満たす内容が、具体的に記載されているか。	5	4	3	2	1	× 1	5 点	
	サービス提供機器	・システムが円滑かつ適正に動作するサーバー等の機器を確保し、提供できる能力があるか。	5	4	3	2	1	× 1	5 点	
	運用・保守	・外部サーバー等運用経費を抑制するなど、次年度以降の運用・保守経費が過大な負担とならない設計となっているか。 ※次年度以降の運用・保守経費について ～300千円：5点 300～500千円：4点 500～700千円：3点 700～900千円：2点 900千円～：1点	5	4	3	2	1	× 2	10 点	
事業実施体制	業務実施体制・能力	・事業の実施に必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い事業者であるか。 ・本事業に類する事業の実績を有するなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。	5	4	3	2	1	× 1	5 点	10 点
	スケジュール	・制作から運用までのスケジュールは妥当かつ現実的なものか。	5	4	3	2	1	× 1	5 点	
事業費の妥当性		・経費積算書の積算金額は妥当か。また、事業に要する費用と目標・効果とのバランスはとれているか。	5	4	3	2	1	× 1	5 点	5 点
独自性		・本サイトの価値を高めるための効果的な独自提案はあるか。	5	4	3	2	1	× 1	5 点	5 点
計			100点							